



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
6月1日(金)  
第2991号

## 目次

### 告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 467
- 予定保安林..... 468
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 469
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 471
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 472
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 472
- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更..... 473
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 473
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止..... 474
- 生活保護法による指定医療機関の指定辞退..... 474
- 遊漁規則の変更..... 474
- 土地改良区定款変更の認可..... 479
- 道路の区域の変更..... 479
- 道路の供用開始..... 479

### 公 告

- 平成31(2019)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 480
- 公共測量の実施..... 483
- 開発行為の工事完了..... 483

## 告 示

### 栃木県告示第二百九十五号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金等から適用する。

平成三十年六月一日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部林業木材産業課の軟林業・木材産業構造改革事業費補助金の項交付の目的の欄、交付の対象である事務又は事業の内容の欄、交付率又は金額の欄及び交付の相手方の欄を次のように改める。

木材の安定供給体制並びに木材利用及び木材産業体制等の整備を推進し、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を	林業・木材産業構造改革事業実施要領(平成二十八年四月十一日付け林振第六十七号「環境森林部長通知」)に基づき行う事業に要する経費	知事が別に定める額	市町村等
--	---	-----------	------



(本報長内閣録誌)

栃木県告示第296号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30（2018）年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町矢又字夕光地3066、字日向3068、3069、3071、字入道沢3074、3076-1、3076-2、字道ノ入沢3169、3170、字坊ヶ入3181、字コヒタヒ3185-1、3189

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市須賀川字大道沢3976、字財カケ沢3981から3983まで、3986から3995まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町小砂字大沢979、3633、3634、字向沢1309、1310、字八十ヶ入3530-1、3530-3、字高野3586-1、3587-2、3588-1、3589-1、字高野沢1116-1、3591-1、3591-2、3593、3597-1、3597-5、3602-2、3603、3604-1、3606-1、3607、3608-1、3610、3611-7、3612、3613、3616、3617-2、3618、3619、字門地3620-1、3621、3624、3626-1、3626-2、3627、3629、3630、3632-1、字三沢3556、3558-1、字来目木3310-1、3311-1、字竹之内1611-1、3457、3458、3460-1、3463-1、3464、字町田1950-1、1956-1、1956-6、1958-1、1959-1、3302-1、3304-1、3307-1から3307-3まで、3308-1、3309-1、字新団平1284-3、字新国平3561-2、3561-3、字杉ノ内3468、字前田3452-1、字

柏木3301-4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第297号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成30（2018）年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福田 富 一

森林計画区名	単 位 区域名	市郡町村名	立木伐採面積の許容限度（単位ha）					計
			水源涵養保安林	土砂流出防備保安林	防風保安林	干害防備保安林	保健保安林	
那珂川	大田原地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木を除く。）及び那須郡那須町	355.19	54.46	0.10			409.75
同	那珂川中流地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。）、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	292.63	113.94		6.74	2.00	415.31
那珂川鬼怒川	矢板地区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）、さくら市及び塩谷郡	459.62	110.63	1.14	0.96		572.35
		宇都宮市、真岡市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下						

鬼怒川	鬼怒川 中流地 区	文狭、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇 園三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑二丁 目、緑三丁目、緑四丁目、緑 五丁目、緑六丁目、本吉田、 下吉田、別当河原、絹坂、花 田、上坪山、下坪山、東根、 磯部、上川島、中川島、上吉 田、三王山、三本木、田川及 び延島に限る。)、河内郡上三 川町及び芳賀郡(茂木町を除 く。)	44.10	32.60		13.06		89.76
同	今市地 区	日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉 町、宝殿、安川町、匠町、本 町、山内、萩垣面、花石町、 久次良町、清滝安良沢町、清 滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、 清滝丹勢町、清滝中安戸町、 清滝新細尾町、清滝町、清滝 一丁目、清滝二丁目、清滝三 丁目、清滝四丁目、細尾町、 中宮祠、湯元、所野、七里、 野口、和泉、山久保、日光、 丹勢、南小来川、宮小来川、 東小来川、中小来川、西小来 川、滝ヶ原、足尾町本山、足 尾町愛宕下、足尾町赤倉、足 尾町南橋、足尾町深沢、足尾 町上間藤、足尾町上の平、足 尾町下間藤、足尾町掛水、足 尾町向原、足尾町赤沢、足尾 町松原、足尾町通洞、足尾町 砂畑、足尾町中才、足尾町遠 下及び足尾町を除く。)	1,081.57	149.35				1,230.92
同	日光地 区	日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉 町、宝殿、安川町、匠町、本 町、山内、萩垣面、花石町、 久次良町、清滝安良沢町、清 滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、 清滝丹勢町、清滝中安戸町、 清滝新細尾町、清滝町、清滝 一丁目、清滝二丁目、清滝三 丁目、清滝四丁目、細尾町、						

		中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	266.67	151.98				418.65
鬼怒川	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	58.93	41.53				100.46
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市(西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。)	852.08	184.97				1,037.05
同	佐野地区	足利市、栃木市(西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。)、佐野市、小山市、下野市(薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。)	370.24	129.96		1.07		501.27
計			3,781.03	969.42	1.24	21.83	2.00	4,775.52

(森林整備課)

## 栃木県告示第298号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30(2018)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 4 月 1 日	佐野市民病院	佐野市田沼町1832番地 1
平成30 (2018) 年 4 月 1 日	田崎医院	那須郡那須町大字寺子丙 1 番地56
平成30 (2018) 年 4 月 1 日	白寄医院	那須郡那珂川町馬頭464- 1
平成30 (2018) 年 4 月 1 日	クスリのアオキ日光森友薬局	日光市森友738番地
平成30 (2018) 年 4 月 1 日	ウエルシア薬局真岡高間木店	真岡市下高間木二丁目12番 3
平成30 (2018) 年 4 月 1 日	祇園薬局	下野市祇園 1- 2- 1

## 2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成28 (2016) 年 4 月 1 日	株式会社ビッグワン	那須塩原市佐野 2 番地19	訪問看護ステーションつばみ	那須塩原市佐野 2 番地19

## 栃木県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 3 月 31 日	梅津 勇貴	那須塩原市阿波町117-1066 ヴェイラージュ 102号	-	-
平成30 (2018) 年 4 月 4 日	高田 鈴子	下都賀郡壬生町本丸 2-27-23	-	-

## 栃木県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30（2018）年 4月14日	共創未来やまべ薬局 （やまべ薬局）	足利市堀込町2856-1
平成30（2018）年 4月1日	亀田整形外科内科医院 （亀田整形外科医院）	栃木市箱森町25-72
平成30（2018）年 4月13日	共創未来岩舟薬局 （スカイ薬局岩舟）	栃木市岩舟町和泉1457-6
平成30（2018）年 4月13日	共創未来小山薬局 （ひまわり薬局小山店）	小山市八幡町2-7-15

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

## 栃木県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成29（2017）年 6月19日	-	-	たくみ整骨院	大田原市加治屋83-793 （大田原市加治屋94-407 レインボーレジデンス102）

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

## 栃木県告示第302号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30（2018）年3月31日	斎藤医院	足利市島田町822
平成29（2017）年12月31日	田島眼科医院	栃木市平柳町1-2-3
平成30（2018）年3月31日	佐野市民病院	佐野市田沼町1832番地1
平成30（2018）年3月31日	みどりの森クリニック	小山市若木町1-5-30

平成30 (2018) 年 3 月 31 日	ライフケア・クリニック希望	下都賀郡野木町友沼5118-1
平成30 (2018) 年 3 月 31 日	田崎医院	那須郡那須町大字寺子丙1-56
平成30 (2018) 年 3 月 31 日	白寄医院	那須郡那珂川町馬頭464-1
平成30 (2018) 年 3 月 31 日	小管歯科医院	足利市通3丁目2617番地
平成29 (2017) 年 1 月 31 日	秋田歯科医院	那須塩原市本町8-25
平成30 (2018) 年 1 月 31 日	さくら調剤薬局	足利市江川町3-5-27
平成30 (2018) 年 3 月 31 日	祇園薬局	下野市祇園1-2-1

### 栃木県告示第303号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成26 (2014) 年 12月26日	たかはし医院	足利市助戸1丁目74-1

### 栃木県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 4月30日	齋藤歯科医院	日光市花石町1824
平成29 (2017) 年 12月1日	柴田歯科クリニック	日光市中央町20-3
平成30 (2018) 年 5月10日	おひさま歯科安川クリニック	大田原市浅香3丁目3606-31

(保健福祉課)

### 栃木県告示第305号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。



平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市草久1336番地1

西大芦漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第19号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

西大芦漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。					(遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。				
魚種	漁具及び漁法	期 間	遊漁料	附加料金	魚種	漁具及び漁法	期 間	遊漁料	附加料金
全魚種	竿釣	1年	略	＝	全魚種	竿釣	1年	略	500円
		組合が定めて公示するあゆ解禁日	略	<u>2,700円</u>			組合が定めて公示するあゆ解禁日	略	<u>500円</u>
		組合が定めて公示するあゆ解禁日の翌日から11月30日までの間の1日	略	<u>2,400円</u>			組合が定めて公示するあゆ解禁日の翌日から11月30日までの間の1日	略	<u>500円</u>
雑魚	竿釣	1年	略	＝	雑魚	竿釣	1年	略	500円
		組合が定めて公示する雑魚解禁日	略	<u>2,200円</u>			組合が定めて公示する雑魚解禁日	略	<u>500円</u>
		組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	略	<u>1,700円</u>			組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	略	<u>500円</u>

に じ ま す	略	略	略	2,000円
------------------	---	---	---	--------

に じ ま す	略	略	略	500円
------------------	---	---	---	------

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
高等学校生徒、女性及び障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額
略	

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	略
高等学校生徒及び心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する額の1/2に相当する額
略	

3 略

3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成30 (2018) 年 6 月 1 日

II

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市中粕尾391番地3  
粕尾漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第20号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

粕尾漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(遊漁料の額及び納付方法)						(遊漁料の額及び納付方法)					
第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。						第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。					
種 別	漁具及び漁法	魚 種	区 域	遊 漁 料	附加料金	種 別	漁具及び漁法	魚 種	区 域	遊 漁 料	附加料金
年間券	手釣及び竿釣	全魚種	略	略	＝	年間券	手釣及び竿釣	全魚種	略	略	500円
		溪流魚	略	略	＝			溪流魚	略	略	500円
		雑魚	略	略	＝			雑魚	略	略	500円
	手釣、竿釣、投網、やす突及び引掛	全魚種	略	略	＝		手釣、竿釣、投網、やす突及び引掛	全魚種	略	略	500円

当日・日釣券	手釣及び竿釣	全魚種	略	略	2,500円
		溪流魚	略	略	2,000円
		雑魚	略	略	1,000円
	投網、やす突及び引掛	全魚種	略	略	2,500円

当日・日釣券	手釣及び竿釣	全魚種	略	略	500円
		溪流魚	略	略	500円
		雑魚	略	略	200円
	投網、やす突及び引掛	全魚種	略	略	500円

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒（生徒証を提示した者に限る。）	略
障害者（ 身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	略

3 略

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒（生徒証を提示した者に限る。）	略
肢体不自由者（3級以上の 身体障害者手帳 を提示した者に限る。）	略

3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成30(2018)年6月1日

Ⅲ

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市今宮町1688番地1  
黒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第22号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

黒川漁業協同組合内共第22号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前			
(遊漁料の額及び納付方法)					(遊漁料の額及び納付方法)			
第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。					第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。			
魚種	期間	遊漁料	附加料金	摘要	魚種	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	1年	10,000円	＝	＝	全魚種	1年	10,000円	＝
	1年 寿券	8,000円	＝	満75歳以上				
	1年	6,000円	＝	障害者、 女性				
	1日	2,700円	1,000円	＝				
						1日	2,700円	500円

雑魚	1年	6,500円	二	二
	1年 寿券	4,500円	二	満75歳以上
	1日	1,500円	1,000円	二

注1・2 略

注3 障害者については身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
---------------------	----

3 略

雑魚	1年	6,500円	二
	1日	1,500円	500円

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒	全魚種を対象とする場合にあっては前項に規定する遊漁料の1/2、雑魚を対象とする場合にあっては無料
肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳を示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成30 (2018) 年 6 月 1 日

IV

1 漁業権者の住所及び名称

日光市足尾町松原6番地3号

足尾町漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第25号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

足尾町漁業協同組合内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。	(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。
未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒
略	略
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	心身障害者（身体障害者手帳及び療育手帳を提示した者に限る。）
前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額	前項に規定する額の1/2に相当する額

示した者に限る。）		示した者に限る。）	
3 略		3 略	

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成30（2018）年6月1日

（農村振興課）

栃木県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
武 子 土 地 改 良 区	平成30（2018）年5月17日
酒 野 谷 土 地 改 良 区	平成30（2018）年5月17日
南 摩 土 地 改 良 区	平成30（2018）年5月17日
那 須 町 土 地 改 良 区	平成30（2018）年5月18日

（農地整備課）

栃木県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年6月1日から同年7月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 中野福居線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
209	前	足利市福居町2371-1地先から 足利市福居町31-1地先まで	7.4～16.7	422.0	
	後	足利市福居町2371-1地先から 足利市福居町31-1地先まで	14.2～18.5	422.0	

栃木県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年6月1日から同年7月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
------	-------	---------------	---------

246	一 般 県 道 草 久 粟 野 線	鹿沼市入粟野字横根1513から 鹿沼市入粟野字横根1504-1 まで	平成30 (2018) 年 6 月 1 日
-----	----------------------	---------------------------------------	--------------------------

(道路保全課)

## 公 告

### ○平成31 (2019) 年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成31 (2019) 年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則 (昭和47年栃木県規則第36号) 第9条の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 募集する訓練課程

- (1) 普通職業訓練普通課程 (本科) (主に高卒者対象)
- (2) 普通職業訓練普通課程 (高等コース) (主に中卒者対象)

#### 2 募集予定人員

産 業 技 術 専 門 校 名	所 在 地 等	科 名	普 通 職 業 訓 練	
			本 科	高等コース
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6374	機械技術科	人 40	人
		制御システム科	20	
		自動車整備科	20	
		建築設備科	20	
		情報ネットワーク科	20	
		金属加工科		20
		電気工事科		20
		木造建築科		20

#### 3 訓練期間及び応募資格

訓 練 課 程	訓 練 期 間	入 校 月	応 募 資 格
普 通 課 程 本 科	2 年	4 月	(1) 推薦入校試験 ① 学校長推薦 (下記のいずれにも該当する者) ア 平成31 (2019) 年 3 月に高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者 イ 学業成績が良好で、希望訓練科の目的を理解し、入校意志が強く、将来技術者として活躍が期待され、人物性行等が良好な者 ② 自己推薦 (下記のいずれにも該当する者) ア 高等学校もしくは中等教育学校卒業の者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 (高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者を除く。) イ 希望訓練科の目的を理解し、入校後の目的意識や学習意欲が強く、自己推薦できる経歴、特長、特技等を有する者

			(2) 一般入校試験 ① 平成31（2019）年3月に高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者 ② 高等学校もしくは中等教育学校卒業の者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
普通課程 高等コース	2年	4月	(1) 推薦入校試験 ① 学校長推薦（下記のいずれにも該当する者） ア 平成31（2019）年3月に中学校、義務教育学校、高等学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者 イ 希望訓練科の目的を理解し、入校意志が強く、将来技能者として活躍が期待され、人物性行等が良好な者 ② 自己推薦（下記のいずれにも該当する者） ア 中学校、義務教育学校卒業の者又は中等教育学校前期課程修了の者（中学校、義務教育学校、高等学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者を除く。） イ 希望訓練科の目的を理解し、入校後の目的意識や学習意欲が強く、自己推薦できる経歴、特長、特技等を有する者 (2) 一般入校試験 ① 平成31（2019）年3月に中学校、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者 ② 中学校、義務教育学校卒業の者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者

（注）普通課程本科の自動車整備科の応募資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者とする。

4 募集期間及び応募方法

訓練課程	応募期間	応募方法
普通課程 本科	学校長推薦入校試験 平成30（2018）年9月3日（月）から同月14日（金）まで	入校願書に調査書、在学校長が発行する推薦書及び志願理由書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。
	自己推薦入校試験 平成30（2018）年9月3日（月）から同月14日（金）まで	入校願書に調査書、志願理由書、卒業証明書、履歴書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。 （注）調査書については、保存年限により発行できない場合は除く。
	一般入校試験 第1回：平成30（2018）年10月15日（月）から同月26日（金）まで 第2回：平成30（2018）年12月3日（月）から同月14日（金）まで 第3回：平成31（2019）年1月28日（月）から2月5日（火）まで 第4回：平成31（2019）年3月6日（水）から同月19日（火）まで	平成31（2019）年3月に卒業見込みの者は入校願書に調査書を、卒業の者は入校願書に調査書、卒業証明書及び履歴書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。 （注）合格者が募集予定人員に達した場合は、以後の募集は実施しない。ただし、入校辞退者が出た場合は、以後の試験を実施する場合がある。 （注）調査書については、保存年限により発行できない場合は除く。
普通課程 高等コース	学校長推薦入校試験 平成30（2018）年12月3日（月）から同月7日（金）まで	入校願書に職業相談票（中学校、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者）、調査書（高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者）、在学校長が発行する推薦書及び志願理由書を添えて、県央産業技術専門校に提出する。

自己推薦入校試験 平成30 (2018) 年12月3日 (月) から同月7日 (金) まで	入校願書に調査書、志願理由書、履歴書を添えて、県 央産業技術専門校に提出する。 (注) 調査書については、保存年限により発行できない 場合は除く。
一般入校試験 第1回：平成31 (2019) 年1月21 日 (月) から同月25日 (金) まで 第2回：平成31 (2019) 年3月12 日 (火) から同月14日 (木) まで	平成31 (2019) 年3月に中学校、義務教育学校卒業見 込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者は入 校願書に職業相談票を、高等学校又は中等教育学校卒業 見込みの者は入校願書に調査書を、卒業の者は入校願書 に調査書及び履歴書を添えて、県央産業技術専門校に提 出する。 (注) 合格者が募集予定人員に達した場合、第2回の募 集は実施しない。ただし、入校辞退者が出た場合は、第 2回の試験を実施する場合がある。 (注) 調査書については、保存年限により発行できない 場合は除く。

## 5 試験日、試験方法及び合格発表日

訓練課程	試験日	試験方法	合格発表日
普通課程 本科	学校長推薦入校試験 平成30 (2018) 年10月3日 (水)	面接試験 適性試験 書類選考 (提出書 類)	平成30 (2018) 年10月10日 (水)
	自己推薦入校試験 平成30 (2018) 年10月3日 (水)	面接試験 適性試験 書類選考 (提出書 類)	平成30 (2018) 年10月10日 (水)
	一般入校試験 第1回：平成30 (2018) 年 11月9日 (金) 第2回：平成31 (2019) 年 1月18日 (金) 第3回：平成31 (2019) 年 2月15日 (金) 第4回：平成31 (2019) 年 3月22日 (金)	学力試験 (数学及び 国語) 面接試験 書類選考 (提出書 類)	第1回：平成30 (2018) 年 11月16日 (金) 第2回：平成31 (2019) 年 1月25日 (金) 第3回：平成31 (2019) 年 2月22日 (金) 第4回：平成31 (2019) 年 3月25日 (月)
普通課程 高等コース	学校長推薦入校試験 平成31 (2019) 年1月11日 (金)	面接試験 適性試験 書類選考 (提出書 類)	平成31 (2019) 年1月18日 (金)
	自己推薦入校試験 平成31 (2019) 年1月11日 (金)	面接試験 適性試験 書類選考 (提出書 類)	平成31 (2019) 年1月18日 (金)
	一般入校試験 第1回：平成31 (2019) 年 2月8日 (金) 第2回：平成31 (2019) 年 3月19日 (火)	学力試験 (数学及び 国語) 面接試験 書類選考 (提出書 類)	第1回：平成31 (2019) 年 2月15日 (金) 第2回：平成31 (2019) 年 3月20日 (水)



6 合格通知  
 県央産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他  
 募集について不明な点は、県央産業技術専門校（電話028-689-6374）に問い合わせること。  
 (労働政策課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日光市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
 日光市今市地内
- 3 作業期間  
 平成30（2018）年5月21日から同年7月31日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字多功字天沼2123番2、2123番5、2123番6	河内郡上三川町大字多功2123番地2	小 沢 三 男
河内郡上三川町大字石田字砂田2095番1、2096番3	宇都宮市下栗町2905番地2 コンフォルトTK102号	國 谷 洋 貴
下野市笹原字稲荷廻212番14	宇都宮市若松原1丁目22番7号メゾンアルディB105	井 上 絵 美 井 上 和 哉
下野市薬師寺字館ノ前2291番6、2291番7	下野市薬師寺2291番地6	株式会社 R i r e
下野市上古山字神ノ内1816番20	宇都宮市上御田町489番地1 花の音壺番館202	毛 塚 光
下都賀郡壬生町大字羽生田字弥陀ノ木2654番2	下都賀郡壬生町通町5番11号コート東雲A101	大 塚 充

(都市計画課)